

人権啓発ネットワーク大東会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「人権啓発ネットワーク大東」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、大東市谷川1丁目1番1号（大東市市民生活部内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、私たち一人ひとりが生まれながらに持っている基本的人権が尊重される社会の実現に向けて歩み続けるため、自らの人権意識を高め、お互いの人権を認め合うとともに、行政と協力して、人権啓発活動を積極的に行い、人権尊重のまちづくりをめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員一人ひとりによる本会全体の人権意識を高めるため、研修会参加などの環境を充実させること。
- (2) 人権尊重の理念を広く市民に広げるための啓発・広報活動を行うこと。
- (3) 人権啓発に関する資料を収集し、調査研究をすること。
- (4) その他、会の目的を達成するために必要な活動を行うこと。

第3章 組織

第1節 総則

(会員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する団体会員、個人会員およびネット会員（メール、ファクスなどの機器を用いて意見のやり取りのみを行う会員のことをいう。以下同じ。）をもって

組織する。

2 入会および退会の手続は、別に定める。ただし、次の各号に該当する者は会員になることはできない。

- (1) 宗教活動及び政治活動を主な活動とする団体
- (2) 暴力団その他非社会的な活動を行う者
- (3) その他前2号に準じ役員会が不相当と認める者

3 会員は、自らの人権意識を高めるための研修会などに参加・参画し、本会の事業に従事するなど第3条の目的を達成するよう積極的に活動するものとする。

4 会員の会費は、無料とする。

(機関)

第6条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 幹事会
- (4) 常設委員会
- (5) 自主活動グループ
- (6) 事務局

2 前項に掲げるもののほか、役員会の承認により必要に応じて臨時組織を置くことができる。

第2節 役員

(役員の種類及び選任)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 25人以内（うち個人会員5人以内）
- (4) 会計 1人
- (5) 事務局長 1人

(6) 会計監査 2人

2 役員は、会員（ネット会員を除く。）中から互選により総会において選出する。

3 第1項の役員は、相互に兼任することはできない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が事前に定めた順位の副会長がその職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務を執行する。

4 理事は、役員会を構成し、その会務を執行する。

5 事務局長は、役員を補佐し、本会の日常業務を処理する。

6 会計監査は、本会の会計事務を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は、4月1日から翌々年の3月末までの2年とする。ただし、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員が欠員となったときは、補欠役員を選出することができる。この場合において、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第10条 役員に、役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、役員会又は総会の議決により解任することができる。

(報酬)

第11条 役員は、原則として無給とする。ただし、必要に応じて報酬を支払うことができる。

第3節 総会

(構成等)

第12条 総会は、団体会員及び個人会員（以下この節において「総会構成者」という。）で組織する。

(議長)

第13条 総会の議長は、会長または会長が会員の中から指名した者とする。

(議決事項)

第14条 総会は、本会の最高の意思決定機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定改廃に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 会務の報告に関すること。
- (5) 役員を選任に関すること。
- (6) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

2 会長は、緊急を要する議決事項について、総会を招集する時間がないときは、役員会の決定により、その議決すべき事項を処理することができる。

3 会長は、前項の規定により処理した事項については、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、定例総会及び臨時総会とする。
- 3 定例総会、毎年1回これを開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は総会構成者の3分の1以上の者が提案すべき事項を示して請求した場合に、会長がこれを招集する。
- 5 総会を招集する場合は、会議の目的とする事項及び内容、日時並びに場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第16条 総会は、総会構成者の2分の1以上の出席がなければ開会し、議決することができない。

(議決)

第17条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため会議に出席できない総会構成者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の総会構成者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保有しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 総会構成者の現在数
- (3) 出席した総会構成者の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、会議に出席した総会構成者から選出された代表2人以上が記名押印しなければならない。

第4節 役員会等

(役員会の構成等)

第20条 役員会は、第7条第1項各号（第6号を除く。）（以下この節において「役員会構成者」という。）に掲げる者で組織する。

(役員会の議決事項)

第21条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の細部等を定める規則及び細則の制定改廃に関すること。
- (2) 総会への議案提出に関すること。
- (3) 総会議決事項の執行に関すること。

- (4) 自主活動グループの設置、活動及び廃止に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る事項（総会が所掌する事項を除く。）

2 役員会は、前項の事務について、役員会の議決により幹事会に委任することができる。

（役員会への規定の準用）

第22条 第13条から第19条まで（第14条を除く。）の規定は、役員会について準用する。

この場合について、「総会」とあるのは「役員会」と、「総会構成者」とあるのは「役員会構成者」と、「定例総会」とあるのは「定例役員会」と読み替えるものとする。

（幹事会）

第23条 本会の会務を能動的かつ円滑に執行するために、役員会の事務を補助する組織として幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長、副会長、事務局長および常設委員会の長で組織する。

3 幹事会は、次号に掲げる事務を処理する。

- (1) 役員会の議決事項の案を作成すること。
- (2) 役員会からの委任事項を執行すること。
- (3) 自主活動グループの活動内容を審査すること。

（常設委員会）

第24条 本会に次の常設委員会を置くものとし、その所掌事務は当該各号に掲げるものとする。

- (1) 企画委員会 事業の企画・立案及び運営並びに提言
- (2) 広報委員会 人権啓発及び本会による事業の内外への広報活動
- (3) 地域啓発委員会 各地域の人権啓発活動である地域集会の実施等

2 常設委員会の委員は、会員（ネット会員を除く。）の中から役員会において選出し、各委員会の委員数は10人程度とする。

3 第9条の規定は、常設委員会の委員の任期について準用する。この場合において、「役員」とあるのは「常設委員会の委員」と読み替えるものとする。

（自主活動グループ）

第25条 会員は、2人以上の会員をもって、第3条に掲げる目的の達成をめざす自主活動グループを本会内に作ることができる。

2 自主活動グループの設置は、役員会の承認を経ることとし、その手続は、別に定める。

3 自主活動グループの設置期間は、1年とし、更新を妨げないものとする。

4 自主活動グループが対外的な活動を行う場合は、事前に役員会に報告するものとし、毎年度当初に事業計画、年度終了後1か月後までに、役員会に対し、事業報告を提出しなければならない。

5 役員会は、自主活動グループに不適切な活動があった場合は是正措置を行い、または活動の停止を命じることができる。

(事務局)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 市の補助金または委託金

(2) 設立後寄附された財産

(3) 資産から生ずる収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、事務局が管理する。

2 本会は、本会の目的を達成する事業を実施するため、別に定めるところにより基金を設けることができる。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に役員会の承認を経て総会の議決を経なければならない。これを著しく変更した場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第31条 本会の収支決算、事業報告及び財産目録は、会計監査の監査報告書を添えて、役員会の承認を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会に報告しなければならない。

第5章 補 則

(解散)

第32条 本会は、設立目的を達成したとき、その他の事由により本会の活動を継続できなくなった状況になったときは、本会を解散することができる。

2 本会は、総会において出席者の3分の2以上の議決がなければ解散することができない。

3 本会の解散時に存する残余財産は、大東市に寄贈するものとする。

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の決定を経て、別に定める。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。